

(宛先) 上田市長

先端設備等に係る課税標準の特例適用申告書

令和 年 月 日

地方税法附則第15条45項 の規定の適用を受けるため以下のとおり申告します。

1 申請者

所有者	住所			
	氏名 (名称)			
	所有者コード		担当者	
賃上げ表明	有り ・ 無し	(連絡先)	()	

2 対象となる資産 (対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付して下さい。)

資産の種類	資産の名称	取得年月	数量	取得価額 (円)	資産の所在地
		年 月			上田市
		年 月			上田市
		年 月			上田市

※償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が、先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。

3 特例適用に関する提出書類チェックリスト (該当するものに✓を記入)

(チェック)

① 先端設備等に係る課税標準の特例適用申告書 (本書)	<input type="checkbox"/>
② 上田市商工課で発行した「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し	<input type="checkbox"/>
③ 上田市商工課に提出した「先端設備等導入計画に係る認定申請書」「先端設備導入計画」の写し	<input type="checkbox"/>
④ 認定経営革新等支援機関が発行した「先端設備等導入計画に関する確認書」「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し	<input type="checkbox"/>
⑤ (先端設備等導入計画に賃上げ表明を記載の場合) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し	<input type="checkbox"/>
⑥ (資産の所有者がリース会社の場合) リース契約書の写し	<input type="checkbox"/>
⑦ (資産の所有者がリース会社の場合) 公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し	<input type="checkbox"/>

【注意事項】

- 取得日が令和5年3月31日までの資産については、地方税法附則旧第64条の適用となります。特例適用申告書やその他提出書類については 旧様式 に則り御提出ください。
- 先端設備等導入計画の認定を令和7年3月31日までに受けている場合でも、取得年月が令和7年4月以降の資産は対象外です。